

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価については、国土交通省及び県の特例措置に基づき、当市契約においても下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、請負金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

1 特例措置の内容

平成26年2月1日以降に契約締結した工事請負契約の受託者は、工事請負契約書第57条の規定に基づき、平成26年2月公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額等の変更協議を請求することができます。

2 対象工事等

平成26年2月1日以降に「工事請負契約書」により契約したもののうち、平成25年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、対象となる工事については、財政課契約係から通知します。

3 変更の手続き

新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額等の変更の協議を請求する場合は、別紙「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置に基づく請負代金額の変更について（請求）」により請求をしてください。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式より算出します。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times K$

$P_{\text{新}}$ = 新労務単価により積算された変更設計金額

K = 当初契約の落札率（当初請負代金額等 / 当初設計金額）

ただし、変更後の請負代金額等に、1,000円未満の端数が生じたときは、原則としてこれを切り捨てます。

5 提出先

八幡浜市役所 総務企画部 財政課 契約係

八幡浜庁舎 電話 0894-22-3111 内線(471・474)